

部署名義コーポレートカード特約

第1条（用語の定義）

本特約における次の用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1)「対象法人会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、本特約を承認のうえ、次号に定める部署名義コーポレートカードの発行を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。
- (2)「部署名義コーポレートカード」とは、両社が発行するカードのうち、対象法人会員の指定する対象法人会員の部署その他の組織（以下「部署等」という。）ごとに発行されるものをいいます。

第2条（基本的事項および承諾事項）

1. 部署名義コーポレートカード（当該カードのカード情報を含む。以下同じ。）には、通常のカードとは異なる以下の特性があります。
 - (1) 会員規約第3条（カードの貸与およびカードの管理）第2項の定めにかかわらず、部署名義コーポレートカードの券面には、カード使用者の氏名に代えて、対象法人会員の部署等の名称が表示されること、および同条第1項の定めにかかわらず、部署名義コーポレートカードの署名欄には部署等の名称を記載することが予定されていること。そのため、加盟店の店頭で部署名義コーポレートカードが使用される場合に、加盟店が、売上票の署名とカードの署名の同一性の確認（以下「署名確認」という。）を省略する場合があること。
 - (2) 会員規約の定めにかかわらず、対象法人会員の部署等（部署名義コーポレートカードの発行がされた部署等に限る。）に所属する対象法人会員の役職員（以下「対象役職員」という。）が、会員規約に基づき資格を喪失するまでの間、すべて部署名義コーポレートカードにかかるカード使用者の資格を有するものとして取り扱われること。そのため、部署名義コーポレートカード、カード番号、有効期限、暗証番号およびセキュリティコードを使用する者が不特定であり、かつ多数にのぼる可能性があること。
 - (3) 原則として、対象法人会員から両社および加盟店に対して対象役職員の情報が提供されないこと。そのため、両社および加盟店は、部署名義コーポレートカードを使用する者が対象役職員であるか否かを確認することができないこと。
2. 対象法人会員となろうとする者は、前項各号の特性から、部署名義コーポレートカードについて通常のカードに比して第三者による不正利用、対象役職員による権限外の利用等の問題が生じる危険性が高まることを理解のうえ、部署名義コーポレートカードの発行を申し込むものとし、また、対象法人会員は、部署名義コーポレートカード、カード番号、有効期限、暗証番号およびセキュリティコードの管理等を厳重に行うとともに、本特約で特に定める場合を除き、部署名義コーポレートカードまたはカード情報を使用したカード利用（第三者による不正利用の場合および対象役職員による権限外の利用の場合を含むが、これらに限られない。）について一切の責任を負うものとし、
3. 対象法人会員は、両社および加盟店が、部署名義コーポレートカードを使用する者につき、対象役職員であること、およびカード使用者の資格を有することを確認する義務を負わないことをあらかじめ承諾するものとし、
4. 対象法人会員は、店頭でカードが使用される際に署名確認を行う加盟店において、部署名義コーポレートカードを使用することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとし、また、当該加盟店において部署名義コーポレートカードが使用できた場合でも、法人会員は当該使用にかかるカード利用代金を負担するものとし、両社および加盟店は当該加盟店で部署名義コーポレートカードが使用できたことについて何ら責任を負わないものとし、
5. 会員規約第3条（カードの貸与およびカードの管理）第1項の定めにかかわらず、対象法人会員は、部署名義コーポレートカードを貸与されたときに直ちに当該カードの署名欄に当該カードが発行された部署等の名称を記載するものとし、

第3条（対象役職員の同意取得等）

対象法人会員は、対象役職員に対し、部署名義コーポレートカードの使用に先立ち、本特約ならびに会員規約およびこれに付随する規定および特約等（以下総称して「会員規約等」という。）の内容を説明し、明示の同意を得るものとし、また、対象法人会員は、対象役職員に対し、会員規約等に定める法人会員およびカード使用者の義務を遵守させるものとし、対象役職員による当該義務の違反について一切の責任を負うものとし、

第4条（登録された暗証番号が使用された場合に関する特約）

会員規約第8条（暗証番号）第2項の定めにかかわらず、部署名義コーポレートカードのカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、登録された暗証番号の管理について会員に故意または過失がない場合においても、その使用はすべて会員による使用とみなし、そのカード利用代金はすべて法人会員の負担とします。

第5条（カードの紛失、盗難等にかかるカード利用代金の免除の不適用）

部署名義コーポレートカードを紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、他人に部署名義コーポレートカードまたはそのカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。以下本条において同じ。）、それらのカード利用代金は対象法人会員の負担とし、会員規約第34条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第2項に基づく免除を受けられないものとし、ただし、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）で、部署名義コーポレートカードの管理および他人に部署名義コーポレートカードまたはそのカード番号等を使用されたことについて会員に故意または過失がないと両社が認め、かつ、会員規約第34条第2項に定める条件をすべて充足した場合（同条第4項のいずれかに該当するときを除く。）には、当社は、同条第2項に定める範囲のカード利用代金を免除します。

第6条（カード番号等の不正利用にかかるカード利用代金の免除の不適用）

部署名義コーポレートカードのカード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、他人に部署名義コーポレートカードのカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。以下本条において同じ。）、それらのカード利用代金は対象法人会員の負担とし、会員規約第34条の2（カード番号等の不正利用）第2項に基づく免除を受けられないものとし、ただし、部署名義コーポレートカードのカード番号等の管理および他人に部署名義コーポレートカードのカード番号等を使用されたことについて会員に故意または過失がないと両社が認め、かつ、会員規約第34条の2第2項に定める条件をすべて充足した場合（同条第5項のいずれかに該当するときを除く。）には、当社は、同条第2項および第3項に定める範囲のカード利用代金を免除します。

第7条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

部署名義コーポレートカードの偽造カードの使用にかかるカード利用代金については、会員規約第35条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）の定めに従うものとし、

第8条（部署名義コーポレートカードにかかるカード利用代金の負担）

本特約で特に定める場合を除き、部署名義コーポレートカードの使用にかかるカード利用代金はすべて対象法人会員の負担となります。

第9条（有効性等の確認にかかる事項）

1. 対象法人会員は、部署名義コーポレートカードの券面および署名欄に対象法人会員の部署等の名称が表示または記載されていることなどから、部署名義コーポレートカードの使用に際し、加盟店が、当社またはJCBに対して、部署名義コーポレートカードの有効性等について確認を求める場合があることをあらかじめ承諾します。
2. 対象法人会員は、対象役職員に対し、加盟店から前項の確認に対する協力を求められる場合があることを説明し、対象役職員をして、かかる要請があったときは当該確認に協力させるものとし、
3. 対象法人会員は、第1項の確認の結果、加盟店が部署名義コーポレートカードの使用を拒絶することがあることを承諾します。
4. 前各項の規定は、両社および加盟店に対し、第1項の確認を行う義務を課すものではありません。

第10条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約第40条（会員規約およびその改定）が準用されます。

第11条（適用関係）

本特約は、対象法人会員の部署名義コーポレートカードの発行、使用等について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約ならびにこれに付随する規定および特約等によるものとします。なお、部署名義コーポレートカードに関して、本特約と、会員規約またはこれに付随する規定もしくは特約等とが矛盾ないし抵触する場合は、本特約の定めが優先するものとします。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、本特約が次のように変更されます。

1. 条文中の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。
2. 本特約で引用する会員規約の第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

(TK210001・20230707)